# 高島市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年2月16日

高島市監査委員 多胡 豊章 高島市監査委員 廣本 昌久

## 財政援助団体等の監査結果に関する報告書

#### 第1 監査の対象団体

名 称 大溝の水辺景観まちづくり協議会

代表者 会長 澤村 茂美

所 在 地 高島市勝野1688番地

所管部局 高島市教育委員会教育総務部文化財課

# 第2 監査期間

令和5年12月6日から令和6年2月16日まで(監査の実施日:令和6年2月14日)

#### 第3 監査の範囲

監査対象団体が、令和4年度および令和5年度において執行し、監査対象とした市補助金に 係る出納その他関連した事務

## 第4 監査の主な着眼点

- 1 公の施設の指定管理者監査
- (1) 所管部局関係
  - ・補助金の決定は、法令等に適合しているか。
  - ・補助金交付要綱は整備されているか。
  - ・補助金の交付目的および補助金対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性 は十分か。
  - 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
  - ・補助金の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
  - ・補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
  - ・補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

# (2) 団体関係

- ・事業計画書、予算書および決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、 実績報告書等は符合するか。
- 補助金等交付申請書の提出および補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ・事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。 また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されて いるか。
- ・財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

#### 第5 監査の方法

財政援助に係る出納その他出納に関連した事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に 執行されているかについて、着眼点に基づき監査を実施するため、事前に関係書類の提出を求 め、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、監査対象団体の施設に出向き、監査対 象団体職員および所管部局職員から説明を聴取して実施した。

## 第6 団体の概要

1 団体の目的(団体規約より)

市民・関係団体が協力して、重要文化的景観「大溝の水辺景観」の選定エリア(以下「エリア」という。)の保全とエリアに見合った活用を図ることにより、エリア周辺部を含むエリアの活性化に寄与することを目的とする。

#### 2 組織

会長 1名 副会長 1名 理事 5名 監事 1名 事務局 3名 (常勤 1名、非常勤 2名)

3 事業の概要(団体規約より)

協議会は、団体の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ① 文化的景観の保全と活用に向けた具体的な活動の企画立案および関係団体との連携
- ② 文化的景観に関する連絡協議および普及・研修
- ③ 関連団体の事務請負の事業
- ④ 関連施設の管理および運営の事業
- ⑤ その他第2条の目的を達成するために必要な事業

## 第7 監査対象とする財政援助

1 今回、監査対象とした補助金は次のとおりである。

補助金名	年度	補助対象額(円)	補助金額 (円)	支出済額 (円)	支出年月日
高島市生涯学習関係補助金 (文化振興団体の育成支援補助)	R4	3, 868, 003	3, 867, 000	990, 000	R4. 6. 10
				990, 000	R4. 8. 5
				990, 000	R4. 10. 20
				897, 000	R5. 1. 19
	R5	3, 709, 000	3, 709, 000	980, 000	R5. 5. 31
				980, 000	R5. 7. 14
				980, 000	R5. 10. 19
				769, 000	R6. 1. 22

- 2 団体に対する公金支出の根拠
  - ・地方自治法第232条の2
  - · 高島市補助金等交付規則
  - 高島市生涯学習関係補助金交付要綱

#### 第8 監査の結果

監査の結果、補助金に係る出納その他の事務は、概ね適正に行われているものと認められたが、以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

## ○ 所管部局関係

1 補助金交付要綱における交付率について(指導事項)

生涯学習関係補助金交付要綱では、補助金の交付率は自主財源がある団体は補助対象経費の 9/10 以内、自主財源がない団体は 10/10 以内としている。

大溝の水辺景観まちづくり協議会については、本件補助事業のほかに自主事業を行っており、イベント参加費や施設整備協力金、保存会事務委託料等の収入があることから自主財源がある団体であると思料されるが、実際は自主財源がない団体として 10/10 以内で交付されていた。

実際の運用と補助金交付要綱が不整合で疑義があるので是正されたい。

# 2 実績報告書の審査の強化について(指導事項)

(1) 証拠書類について確認したところ、領収書の宛名が団体職員あてや宛名がないものなどが見受けられた。

これらのことは、所管部局において「高島市補助金実績報告チェックリスト」による 点検が十分にできていない状況にあると推察されるので、証拠書類の確認事務を徹底さ れるとともに、団体における会計帳票の証拠書類の適正な整備について指導されたい。

(2) 団体職員のクレジットカードを利用した経費の支払いにおいて、取得したポイントの確認が不十分なため、ポイント分が補助対象経費から控除されていないものが見受けられた。個人のポイントカードやクレジットカード利用によって取得したポイントは、経済的付加価値が個人に転化されることになり不適正であると考えるため、取得したポイントの確認を徹底されたい。

また、クレジットカードの利用について取扱いを認める場合は、使用条件等の取り決め を作成するなど、団体に対する適切な指導に努められたい。

#### ○ 団体関係

1 クレジットカードの利用により取得したポイントの取扱いについて(指導事項)

消耗品等の購入における支払いについて、団体職員個人のクレジットカードにより立替払 を行い、後日精算している状況が見受けられた。

個人のクレジットカードの利用により取得したポイントは、経済的付加価値が個人に転化されることになり不適正であると考える。加えて、補助金の財源は公金であり、その執行に当たっては透明性の確保が求められる。

このため、クレジットカードの利用については、所管部局と協議し、合意した取り決めに 基づいた会計経理と取得したポイントの適正な確認に努められたい。

# 2 証拠書類について(指導事項)

支払いにおける証拠書類を確認したところ、領収書に宛名がないものや購入内容が分からないもの、領収書の添付がないものなどが見受けられた。

領収書は補助対象経費であるか判断する重要な役割があることから、所管部局からの指導 内容に基づき、適正な証拠書類の整備に努められたい。